

作成日 2024/03/27

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 TG-7B LIQUID RESIN
供給者の会社名称 原田産業株式会社
住所 大阪府大阪市中央区南船場二丁目10番14号
担当部門 MCチーム
電話番号 03-5222-7172
FAX番号 03-3213-8399
推奨用途 LNG/LPGタンク据え付け用樹脂ライナー 樹脂

使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/
化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康有害性 皮膚腐食性／刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2B
皮膚感作性 区分1
生殖細胞変異原性 区分2
発がん性 区分1A
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 腎臓 肺 免疫系)
環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) 区分1
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
皮膚及び眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、腎臓、肺、免疫系の障害のおそれ
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。

応急措置	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
	皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
保管 廃棄	ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。
	気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
	皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
	眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
	漏出物を回収すること。
	施錠して保管すること。
	内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。
	専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
	専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報
化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS登録番号
			化審法	安衛法	
4, 4' - (1 - メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物	20～40%	(C15H16O2. C3H5ClO)x	(7)-1279, (7)-1283	既存	25068-38-6
アルミナホウ珪酸ガラス	20～40%	特定できない	—	—	65997-17-3
水酸化アルミニウム	10～20%	AlH3O3	(1)-17	既存	21645-51-2
酸化アルミニウム	2.5～10%	Al2O3	(1)-23	既存	1344-28-1
石英	2.5～10%	O2Si	(1)-548	既存	14808-60-7
その他	2.5～10%	特定できない	—	—	—

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)	4, 4' - イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)(政令番号:87)
-----	-------------------	--

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び結晶質シリカ(政令番号:165の2)(10%有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

がん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号) 結晶質シリカ(10%未満)

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

眼に入った場合

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診察、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、散水、一般の泡消火剤。

使ってはならない消火剤

棒状注水。

火災時の特有の危険有害性

当該製品は[分子中にN, P, S, ハロゲン]を含有しているため火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)を放出する。

当該製品は[分子中にN, P, S, ハロゲン]を含有しているため燃焼ガスには、一酸化炭素などの他、窒素酸化物系のガスなどの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
6. 漏出時の措置	人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
環境に対する注意事項	封じ込め及び浄化の方法及び機材	多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物は回収すること。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
	二次災害の防止策	多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。 漏出物の上をむやみに歩かない。
7. 取扱い及び保管上の注意	取扱い	蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保管	技術的対策	火気厳禁 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 環境への放出を避けること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
	安全取扱注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。
	接触回避 衛生対策 安全な保管条件	火気厳禁 施錠して保管すること。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

安全な容器包装材料 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会	ACGIH
4, 4' - (1 - メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物	未設定	未設定	未設定
アルミナホウ珪酸ガラス	未設定	未設定	未設定
水酸化アルミニウム	未設定	未設定	未設定
酸化アルミニウム	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵 2mg/m3	未設定
石英	未設定	【粉塵許容濃度】(吸入性結晶質シリカ)0.03mg/m3	設定あり(*)
その他	未設定	未設定	未設定

*)ACGIHの設定値は下記URLからご確認ください。
参照先: <https://www.acgih.org/>

保護具	設備対策	機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体 の保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡、保護面を着用すること。 保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		液体
	形状	液状
色		灰白色

臭い		芳香性
融点／凝固点		-35℃
沸点又は初留点及び沸点範囲		> 220℃
可燃性		適用されない
爆発下限界及び爆発上限 下限界／可燃限界		データなし
	上限	データなし
引火点		171℃
自然発火点		> 250℃
分解温度		データなし
pH		7 (水溶液, 25℃)
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数(log 値)		データなし
蒸気圧		> 0.03 mmHg
密度及び／又は相対密度		1.8 (1.80 g/cm3)
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
その他のデータ		爆発性: 爆発性ではない。 酸化特性: 酸化しない。
10. 安定性及び反応性		
反応性		製品は安定しており、通常の使用、保管、輸送条件下では反応しない。
化学的安定性		通常の状態では安定である。
危険有害反応可能性		通常の使用条件では危険有害な反応は知られていない。
避けるべき条件		混触危険物質との接触。
混触危険物質		硝酸塩
危険有害な分解生成物		危険有害な分解生成物は知られていない。
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	区分に該当しない:酸化アルミニウム(毒性値=5000mg/kg 出典:NITE), 4, 4' - (1 -メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(毒性値=11400mg/kg 出典:NITE)
		分類できない:石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他
		データなし:水酸化アルミニウム
		分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。
	経皮吸入	データ不足のため分類できない。 (急性毒性(吸入:気体)) GHS定義による気体ではない。 (急性毒性(吸入:蒸気))
		データ不足のため分類できない。 (急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)) データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／刺激性

区分2:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)

分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), 石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他

データなし:水酸化アルミニウム

区分2の成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。

眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性

区分2B:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)

分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), 石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他

データなし:水酸化アルミニウム

区分2Bの成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2Bに該当。

呼吸器感作性
皮膚感作性

データ不足のため分類できない。

区分1:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)

分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), 石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他

データなし:水酸化アルミニウム

4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物 $\geq 1\%$ のため、区分1に該当。

生殖細胞変異原性

区分2:石英(出典:NITE)

区分に該当しない:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)

分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他

データなし:水酸化アルミニウム

石英 $\geq 1\%$ のため、区分2に該当。

発がん性

区分1A:石英(出典:NITE)

区分1B:アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA))

区分に該当しない:酸化アルミニウム(出典:NITE)

分類できない:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE), その他

データなし:水酸化アルミニウム

石英 $\geq 0.1\%$ のため、区分1Aに該当。

生殖毒性

(生殖毒性)

区分に該当しない:4, 4' - (1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), 石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他 データなし:水酸化アルミニウム 分類結果は区分に該当しないが、毒性未知成分を含有するため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分3:酸化アルミニウム(臓器=気道刺激性 出典:NITE) 分類できない:石英(出典:NITE), 4, 4'-(1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし:水酸化アルミニウム 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないが毒性未知成分が濃度限界以上なので分類できない。 区分1:酸化アルミニウム(臓器=肺 出典:NITE), 石英(臓器=呼吸器、腎臓、免疫系 出典:NITE) 分類できない:4, 4'-(1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他 データなし:水酸化アルミニウム 酸化アルミニウム$\geq 1\%$のため、区分2(肺)に該当。
誤えん有害性	石英$\geq 1\%$のため、区分2(呼吸器, 腎臓, 免疫系)に該当。 データ不足のため分類できない。
12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期(急性)	区分1:4, 4'-(1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない:石英(出典:NITE) 分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他 データなし:水酸化アルミニウム 区分1×毒性乗率が濃度限界(25%)以上のため、区分1に該当。 区分1:4, 4'-(1-メチルエチリデン)ビスフェノール・(クロロメチル)オキシラン重縮合物(出典:NITE)
残留性・分解性	分類できない:酸化アルミニウム(出典:NITE), 石英(出典:NITE), アルミナホウ珪酸ガラス(出典:Registered substances (ECHA)), その他 データなし:水酸化アルミニウム 区分1×毒性乗率が濃度限界(25%)以上のため、区分1に該当。 情報なし

生体蓄積性	情報なし																																				
土壤中の移動性	情報なし																																				
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。																																				
13. 廃棄上の注意																																					
残余廃棄物	内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。																																				
汚染容器及び包装	専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。																																				
14. 輸送上の注意																																					
国際規制	<table><tr><td>Regulatory Information by Sea</td><td>Complied with IMO.</td></tr><tr><td>UN No.</td><td>3082</td></tr><tr><td>Proper Shipping Name</td><td>ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.</td></tr><tr><td>Class</td><td>9</td></tr><tr><td>Packing Group</td><td>III</td></tr><tr><td>Marine Pollutant</td><td>Applicable</td></tr><tr><td>Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code</td><td>Not applicable</td></tr></table>	Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.	UN No.	3082	Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.	Class	9	Packing Group	III	Marine Pollutant	Applicable	Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable																						
Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.																																				
UN No.	3082																																				
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.																																				
Class	9																																				
Packing Group	III																																				
Marine Pollutant	Applicable																																				
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code	Not applicable																																				
国内規制	<table><tr><td>Regulatory Information by Air</td><td>Complied with ICAO/IATA.</td></tr><tr><td>UN No.</td><td>3082</td></tr><tr><td>Proper Shipping Name</td><td>ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.</td></tr><tr><td>Class</td><td>9</td></tr><tr><td>Packing Group</td><td>III</td></tr><tr><td>陸上規制</td><td>非該当</td></tr><tr><td>海上規制情報</td><td>船舶安全法の規定に従う。</td></tr><tr><td>国連番号</td><td>3082</td></tr><tr><td>品名</td><td>環境有害物質（液体）</td></tr><tr><td>国連分類</td><td>9</td></tr><tr><td>容器等級</td><td>III</td></tr><tr><td>海洋汚染物質</td><td>該当</td></tr><tr><td>MARPOL73/78附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質</td><td>非該当</td></tr></table> <table><tr><td>航空規制情報</td><td>航空法の規定に従う。</td></tr><tr><td>国連番号</td><td>3082</td></tr><tr><td>品名</td><td>環境有害物質（液体）</td></tr><tr><td>国連分類</td><td>9</td></tr><tr><td>等級</td><td>III</td></tr></table>	Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.	UN No.	3082	Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.	Class	9	Packing Group	III	陸上規制	非該当	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。	国連番号	3082	品名	環境有害物質（液体）	国連分類	9	容器等級	III	海洋汚染物質	該当	MARPOL73/78附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当	航空規制情報	航空法の規定に従う。	国連番号	3082	品名	環境有害物質（液体）	国連分類	9	等級	III
Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.																																				
UN No.	3082																																				
Proper Shipping Name	ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.																																				
Class	9																																				
Packing Group	III																																				
陸上規制	非該当																																				
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。																																				
国連番号	3082																																				
品名	環境有害物質（液体）																																				
国連分類	9																																				
容器等級	III																																				
海洋汚染物質	該当																																				
MARPOL73/78附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当																																				
航空規制情報	航空法の規定に従う。																																				
国連番号	3082																																				
品名	環境有害物質（液体）																																				
国連分類	9																																				
等級	III																																				

特別の安全対策	輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。
緊急時応急措置指針番号	171

15. 適用法令

化学品にSDSの提供が求められる3法令の該当 労働安全衛生法（通知対象物質） 毒物及び劇物取締法（毒物・劇物） 特定化学物質の環境への 排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法 律	該当 非該当 非該当
適用される主たる国内法令 化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）（4, 4'-イソ プロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポ キシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールA型 エポキシ樹脂））
労働安全衛生法	変異原性が認められた既存化学物質（法第57条 の5、労働基準局長通達）（ビスフェノールA型エポ キシ樹脂中間体） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57 条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） （結晶質シリカ） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57 条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第 9）（結晶質シリカ） がん原性物質（安衛則第577条の2第3項、令和4 年12月26日告示第371号、令和4年12月26日 基発1226第4号）（結晶質シリカ） 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安 衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発 0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・ 4該当物質の一覧）（4, 4'-イソプロピリデンジ フェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン の重縮合物（液状のものに限る。））
消防法	第四類引火性液体、第三石油類非水溶性液体（法 第2条第7項別表第1第4類の項第5号備考第15 号）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）（アル ミニウム及びその化合物）
船舶安全法	有害性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	その他の有害物件（法第86条第1項、施行規則第 194条、昭和58年11月15日告示第572号・別 表第1）

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)(ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)(ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂)

16. その他の情報

連絡先

参考文献

原田産業株式会社

NITE GHS分類公表データ

EU CLP Regulation, AnnexVI

ECHA Registered substances Database

免責事項

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。

又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。